

(令和3年1月27日学長決定)

令和3年度重点プロジェクト事業経費の配分方針 ～中期目標・中期計画に基づく重点プロジェクト事業経費～

学長は、「令和3年度予算編成方針」に基づく重点プロジェクト事業経費の配分方針を次のとおり決定する。

I. 基本方針

本学の経営戦略（本学の重点支援の枠組みにおける第3期中期目標期間中のビジョンを実現するための事業）に基づく経費として配分するものとし、特に、次年度以降の概算要求により機能強化経費の獲得に繋がるものや、機能強化経費の本学負担分、あわせて、基幹運営費交付金の学長裁量経費へ積極的な財源措置を行う。

II. 事業の分類及び基準

1. 大学が行う戦略的教育プロジェクト経費
教育に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。
2. 大学が行う戦略的研究プロジェクト経費
研究に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものや将来的に競争的資金の獲得に繋がるものを支援する。

次の①から③までの事業についての研究成果は、「学術論文（紀要を含む）」として公表すること。

- ① T A S S (Top Athlete Support System) プロジェクト研究経費
学生の競技力の向上を図るため、実践活動に直接寄与する研究を実施し、得られた研究成果をフィードバックさせることにより競技力向上を図り、トップアスリートの育成並びに強化に資することを目的とした事業を支援する。
併せて、スポーツパフォーマンス研究及び国内外との共同研究を推進するものを重点的に支援する。
 - ② P A L S (Promotion of Active Life Style) プロジェクト研究経費
「運動と健康」について、具体的研究を推進するものであり、県や市等の地域社会（特に鹿屋市民を対象とした事業を優先）との連携・協力の下に運動による健康の保持増進に関する研究を推進（確立）し、国民医療費（特に高齢者医療費）の抑制等に寄与することを目指す事業を支援する。
 - ③ C A S E (Community Activation through Sporting Events) プロジェクト研究経費
各種スポーツイベント等における地域活性化に関する研究のうち、大学が適切と判断した事業を支援する。
 - ④ 国際ジャーナル論文掲載料支援経費
本学の研究成果を広く発信するとともに、研究力を向上するため、国際ジャーナルへの論文掲載料を支援する。
3. 大学が行う戦略的社会貢献プロジェクト経費
社会貢献に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。
原則、センター又は学内プロジェクトを対象。

4. 大学が行う産学官連携活動支援経費
産学官連携に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものや将来的に競争的資金の獲得に繋がるものを支援する。
5. 大学が行うその他の戦略的プロジェクト支援経費
その他の中期目標・中期計画達成を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。
6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック等支援経費
 - ①東京 2020 オリンピック・パラリンピック支援経費
東京 2020 応援プログラム等の事業を支援する。ただし、東京 2020 応援プログラムについては、令和 3 年 3 月 31 日までにアクション申請を完了し、令和 3 年 9 月 5 日までにアクションの実施が可能なものに限る。
 - ②東京 2020 大会等ボランティア支援経費
政府として閣議決定した我が国で開催する大規模スポーツ大会に関するボランティア等に参加する学生を支援する。(例：東京 2020 大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西)
7. コロナ禍を契機とした取組への支援経費
「新たな日常」に向けた教育研究を目指す取組や、ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、大学の知を結集し、国内・地域社会に貢献する取り組みを支援する。
8. グローバル化推進支援経費
グローバル化に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。
9. 競技力向上充実促進支援経費
競技力の優秀な学生、課外活動団体及びその指導教員を支援する。
(別途、競技力向上委員会において選定する)
10. 国際競技特別強化支援経費
国際競技大会特別強化指定選手を支援する。
(別途、競技力向上委員会において選定する)
11. 修学支援経費
「鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度」の事業を支援する。
12. 機能強化経費学内負担支援経費
概算要求事項に係る機能強化経費事業の学内負担を支援する。
13. 学内環境改善支援経費
中期目標・中期計画達成のために必要となる学内環境改善に必要な整備、修理、維持経費、共同利用設備の更新を支援する。
また、コロナ禍を契機とした教育・研究、管理運営にかかる基盤設備の整備や、デジタル技術を活用したオンラインシステム改修等を支援する。
なお、全学的に有効活用するため、「設備マスタープラン」、「施設マスタープラン」に基づく事業のほか、「学内共同利用設備」として設置されているものを支援する。

Ⅲ. 評価

採択された事業等においては、中期目標・中期計画（年度計画）及び要求時に示された目標に照らし合わせ、事後評価（採択の際に、あらかじめ評価対象外と指定された事業を除く）を行う。また、その評価を次年度以降に反映させる。

Ⅳ. 育児休業等による事業の中断

重点プロジェクト事業期間中であっても、育児休業等（産前産後の休暇、育児休業）を取得するために事業を中断することができる。この場合、育児休業等の終了後に、再度事業の再申請を受けて事業を再開することができる。

Ⅴ. 期間

令和3年度は、第3期中期目標期間の最終年度であることから、本学の中期目標・中期計画を着実に達成するためのプロジェクトを支援する。期間は単年度とする。

なお、令和2年度に複数年事業として採択されている事業については、令和3年度を最終年度とする。